# 始良中央地区合併協議会 第30回会議



平成16年12月7日(火)午後2時30分 国分シビックセンター複合施設棟 2階 スポーツ施設

## 第30回姶良中央地区合併協議会会議次第

日 時 平成16年12月7日 (火) 午後2時30分~

場 所 国分シビックセンター複合施設棟2階スポーツ施設

1	開	会		
2	会县	長あいさつ		
3	諸舟	役の報告		
4	議	事		
	(再	協議)		
	~{	合併の期日を変	更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの~	
(1	L) t	協議第5号 - 3	合併の期日について(協定項目 2) · · · · · · · 1 ~	~ <b>4</b>
(2	2) 核	協議第38号 - 2	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	
			<b>(</b> 協定項目 9 <b>)</b> · · · · · · · · · <b>5</b> ~	16
(3	3) \$	協議第19号 - 3	地方税の取扱いについて(協定項目10) 17~	22
(4	1) \$	協議第26号 - 2	国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21) ・・・・・・・ 23~	25
(5	5) t	協議第20号 - 2	納税関係事業の取扱いについて(協定項目25 - 5)	30
(6	5) t	協議第61号 - 2	その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて	
			(協定項目25 - 27 - ④) · · · · · ·	31
	~₹	その他の理由に。	より合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの~	
(7	7) \$	協議第7号 - 4	新市の事務所の位置について <b>(</b> 協定項目 4) · · · · · · 32~	33
(8	3) \$	協議第49号 - 2	町名・字名について(協定項目19) 34~	42
(6	) t	協議第11号 - 2	男女共同参画事業の取扱いについて(協定項目25 - 1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(1	0) \$	協議第33号 - 2	児童福祉事業【保育所】の取扱いについて	
			(協定項目25 - 13 - ②) · · · 44~	47
5		并の是非につい		
6	合信	并協定書 (案)	について 別	₩
7	その	の他		
(1	L) {	合併協定調印式	について別	₩
(2	2) 厚	経置分合にかか	る関連議案について別	₩
(3	3) ~~ ?	欠回の会議日程	等について	
8	閉	会		

## <次回の協議会の開催日程>

第31回協議会は、1月24日(月)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで 開催する予定です。

## 諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き) 第30回協議会

期日		内 容	備考
11月25日	木	第29回協議会: 多目的ホール	総務班
11月30日	火	第32回幹事会: 行政棟3階庁議室 社会教育分科会: 隼人町 財政合同会議: 国分市 合併担当課長会議: 国分市	総務班 調整班 計画班
12月1日	水	土木分科会: 国分市	調整班
12月7日	火	第30回協議会: 複合施設棟2階スポーツ施設	総務班

期日		内 容	備考
12月9日	木	第32回幹事会: 行政棟3階庁議室	総務班
12月11日	土	合併協定調印式: 多目的ホール (午前11時から調印及び立会人署名)	総務班
12月14日	火	社会教育分科会: 国分市	調整班
1月13日	木	第33回協議会: 多目的ホール	総務班
1月20日	木	第34回幹事会: 多目的ホール	総務班
1月27日	木	第31回協議会: 多目的ホール	総務班

合併の期日について(協定項目2)

合併の期日を変更することについて、次のとおり協議を求める。

合併の期日は、平成17年(西暦2005年)11月7日とする。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴 丸 明 人

平成16年5月27日承認

合併の期日は、<u>平成17年(西暦2005年)2月14日とする。</u>

## 附带意見

合併後最初の議会議員及び長の選挙は、平成17年11月中に実施してほしい。

### 理由

- 1 合併後最初の選挙は、当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う必要があるが、12 月の選挙の実施は、地域経済に及ぼす影響が大きい。
- 2 11 月中に新市の首長及び議会議員が決定すれば、平成 18 年度の当初予算から本格予算を編成することが出来ると思われる。よって、「新市のまちづくり計画の推進」や「住民サービスの向上」に年度当初から取り組むことが可能である。

## 姶良中央地区合併協議会の合併までの主な流れ

平成15年 4月 姶良中央地区合併協議会設置

平成15年 5月 新市まちづくり計画の策定協議

合併協定項目の協議

平成16年 7月 住民説明会

平成16年 8月 | 溝辺町議会離脱決議により協議会休止

平成16年11月 協議会再開

平成16年12月 | 変更のある項目(10項目)の再協議

平成16年12月 合併協定書の調印

平成16年12月 各市町議会議決

県知事への申請(平成17年1月7日まで)

平成17年 1月 総務大臣協議(おおむね 10 日間)

平成17年 3月 | 県議会の議決・県知事の決定

平成17年 5月 |総務大臣へ届出・総務大臣告示(おおむね 20 日間)

平成17年11月7日 | 合 併 施 行

## 「合併の期日」に関する状況(県内の法定合併協議会)

番号法 定 協 議 会 名構 成 市 町 名H12 年 国調人口法定協設立年月日合併表1川薩地区合併協議会(合併済)川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村 上飯村、下飯村、鹿島村、下飯村、鹿島村、下飯村、鹿島村、下飯村、鹿島村105,464H15.7.10H16.10.122鹿児島地区合併協議会(合併済)鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町601,693H15.1.24H16.11.13川辺地区合併協議会加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町35,742H15.8.25H17.1.334姶良西部合併協議会加治木町、姶良町、蒲生町73,640H15.4.1H17.2.145薩摩東部合併協議会宮之城町、鶴田町、薩摩町27,331H15.4.9H17.3.226吉松町・栗野町合併協議会古松町、栗野町13,237H15.4.1H17.3.227大根占・田代町合併協議会大根占町、田代町10,889H16.8.10H17.3.22	2 (火)     3連休明け       1 (月)     編入合併       31 (月)     3連休明け       2 (火)     "       2 (火)     "
1	1 (月) 編入合併 31 (月) 4 (月) 3連休明け 22 (火) "
3 川辺地区合併協議会       加世田市、笠沙町、大浦町、坊津町       35,742       H15. 8.25       H17. 1.31         4 姶良西部合併協議会       加治木町、姶良町、蒲生町       73,640       H15. 4. 1       H17. 2.14         5 薩摩東部合併協議会       宮之城町、鶴田町、薩摩町       27,331       H15. 4. 9       H17. 3.22         6 吉松町・栗野町合併協議会       吉松町、栗野町       13,237       H15. 4. 1       H17. 3.22	31 (月)       4 (月)     3連休明け       22 (火)     "       22 (火)     "
4       姶良西部合併協議会       加治木町、姶良町、蒲生町       73,640       H15. 4. 1       H17. 2.14         5       薩摩東部合併協議会       宮之城町、鶴田町、薩摩町       27,331       H15. 4. 9       H17. 3.22         6       吉松町・栗野町合併協議会       吉松町、栗野町       13,237       H15. 4. 1       H17. 3.22	4 (月)     3連休明け       12 (火)     "       12 (火)     "
5 薩摩東部合併協議会       宮之城町、鶴田町、薩摩町       27,331       H15. 4. 9       H17. 3.22         6 吉松町・栗野町合併協議会       吉松町、栗野町       13,237       H15. 4. 1       H17. 3.22	12 (火) " 12 (火) "
6 吉松町・栗野町合併協議会 吉松町、栗野町 13,237 H15. 4. 1 H17. 3.22	22 (火) "
7 大根占・田代町合併協議会 大根占町、田代町 10,889 H16. 8.10 H17. 3.22	2 (火) "
8 南大隅合併協議会 根占町、佐多町 10,741 H16. 9.13 H17. 3.33	51 (木)
9 日置中央合併協議会 東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町 53,391 H16.10.13 H17. 5. 1	1 (目)
10 沖永良部島合併協議会 和泊町、知名町 15,171 H15. 4. 1 H17. 6	
11 曽於北部合併協議会 大隅町、財部町、末吉町 44,910 H15. 4.11 H17. 7. 1	1 (金)
12 肝属合併協議会 内之浦町、高山町 19,523 H16. 3.11 H17. 7. 1	1 (金)
13 枕崎市・知覧町合併協議会                        40,203	1 (木)
14     串木野・市来合併協議会     串木野市、市来町     34,266     H15.12.18     H17.10.13	1 (火) 3連休明け
15 大隅中央合併協議会	1 (日) 正月
16 指宿地区 4 市町合併協議会 指宿市、山川町、頴娃町、開聞町 63,545 H15. 1.30 H18. 1.1	1 (目) "
17 南曽於地区合併協議会 松山町、志布志町、有明町 35,966 H15. 4. 1 H18. 1. 1	1 (目) "
18       出水市・高尾野町・野田町合併協議会       出水市、高尾野町、野田町       58,460       H15.11. 1       H18. 3.13	3 (月)
19 屋久島地区合併協議会 上屋久町、屋久町 13,875 H15. 4. 1 H18. 3.33	1 (金)
20 奄美大島地区合併協議会 名瀬市、大和村、宇検村、瀬戸内町、住用村、笠利町 67,894 H16. 2.17 未定	
21       伊佐地区合併協議会       大口市、菱刈町       33,508       H15.12.25       未定	
22       長島地区合併協議会       東町、長島町       12,552       H15. 7.23       未定	
23       種子島2町合併協議会       中種子町、南種子町       16,829       H16.7.1       未定	
24       徳之島地区合併協議会       徳之島町、天城町、伊仙町       28,108       H15. 4.13       未定	
25 姶良中央地区合併協議会 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、亀人町、福山町 127,912 H15. 4. 1	

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目9)

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

2 **合併の際、**農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、**平成18年4月30日**まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴 丸 明 人

### 平成16年4月8日承認

2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、**平成17年7月19日**まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

	78		9 3 2 1 1
協議事項	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 <u>合併の際、</u> 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例は 18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、 委員の定数は、新市において調整する。	<b>する。</b>	

## 1. 農業委員会の数

・現在の区域面積及び農地面積

区分	1市5町											
区刀	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		計	備考		
区域面積(ha)	12, 251	6, 350	7, 045	12, 966	8, 254	6, 649	6, 852		60, 367	平成13年10月1日 現在		
農地面積(ha)	1, 290	1, 190	618	1, 080	533	1, 060	877		6, 648	平成15年度農水 省統計情報		

## 2. 選挙による委員数

・現在の選挙による委員数

区分	1市5町											
区况	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		計	備考		
公選委員数 (人)	13	10	10	10	10	10	10		73	平成16年4月1日 現在		
定 数(人)	13	10	10	10	10	10	10		73			

## 3. 選挙による委員の任期

ſ	<b>—</b>	^			備考					
	区	分	国分市		横川町	牧園町	霧島町	隼人町		※合併期日が平成17年11月7日に決
	任	期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	同左	同左	同左	同左	同左	同左	定し、委員の任期満了日が平成17年 7月19日である。よって任期が終わ る日の前30日以内に選挙を行うこと になる。

			9 \$2(1)
協議事項	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 <u>合併の際、</u> 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例は 18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を40人とし、 委員の定数は、新市において調整する。	<b>する。</b>	

#### 4. 選挙区設定の可否

区分				1市5町				備考
(本)	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	加与
農地面積(ha)	1, 290	618	1, 080	533	1, 060	877		8 平成15年度農水 省統計情報
基準農業者数	1, 858	717	879	657	1, 122	750	5, 98	3 2000年農林業センサス
選挙区の設定	可	可	可	可	可	可	_	

#### 5. 選任による委員の定数及び任期

・現在の選任委員の数

区分				1市5町				備考
(本力)	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計	7/11/5
農業協同組合	1	1	1	1	1	1	6	
農業共済組合	1	1	1	1	1	1	6	平成16年4月1日
議会	5	2	3	2	3	3	18	現在
合 計	7	4	5	4	5	5	30	

※農業協同組合は、あいら農業協同組合。農業共済組合はかごしま中部農業共済組合。(平成16年4月1日現在)

#### ・現在の選任委員の任期

農業委員会等に関する法律第15条第4項により、選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任が在任特例の適用は無い。

具体例 ・平成17年7月20日各市町で選任 ・平成17年11月7日合併により合併前日に失職 ・新市において合併日に選任(議会推薦は設置選挙後推薦選任)

・平成18年4月30日までの在任特例日に失職 ・平成18年5月1日選任

#### 耕地面積の推移 数字の出典:九州農政局鹿児島統計情報事務所隼人出張所編集のポケット要覧

(単位 ha)

市町名	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国分市	1, 790	1,770	1, 720	1,700	1,670	1,670	1, 620	1,620	1, 560	1, 500	1, 440	1, 380	1, 350	1, 320	1, 300	1, 290
溝辺町	1, 380	1, 370	1, 360	1, 350	1, 340	1, 340	1, 320	1, 320	1, 300	1, 230	1, 230	1, 200	1, 190	1, 190	1, 190	1, 180
横川町	719	706	693	689	682	682	674	674	652	646	641	633	629	625	625	618
牧園町	1, 240	1, 230	1, 210	1, 200	1, 190	1, 190	1, 170	1, 170	1, 120	1, 120	1, 110	1, 110	1, 090	1,090	1,080	1, 080
霧島町	610	596	586	579	574	574	563	563	559	556	553	547	545	543	534	533
隼人町	1, 320	1, 300	1, 270	1, 250	1, 230	1, 230	1, 200	1, 200	1, 150	1, 130	1, 110	1, 100	1, 080	1,070	1,070	1, 060
福山町	949	945	949	947	943	943	931	931	913	912	907	896	889	887	884	877
合計	8, 008	7, 917	7, 788	7, 715	7, 629	7, 629	7, 478	7, 478	7, 254	7, 094	6, 991	6, 866	6, 773	6, 725	6, 683	6, 638
昭和63年	を100	98. 9%	97. 3%	96. 3%	95.3%	95.3%	93.4%	93.4%	90.6%	88.6%	87.3%	85.7%	84.6%	84.0%	83.5%	82.9%
昭和63年	より減少面積	91	220	293	379	379	530	530	754	914	1, 017	1, 142	1, 235	1, 283	1, 325	1, 370
単年度の減	少面積	91	129	73	86	0	151	0	224	160	103	125	93	48	42	45

#### 農地法

#### 第三条

農地または採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設 定し若しくは移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

#### 第四条

農地を農地以外のものにする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。(自作農地の転用)

#### 第五条

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。(他人の農地の転用に係る権利移転等)

#### 利用権設定

農業経営基盤強化促進法第一九条の規定による農地の貸借等の権利設定(農地の貸し借り)

## 委員報酬額調べについて(平成16年4月現在)

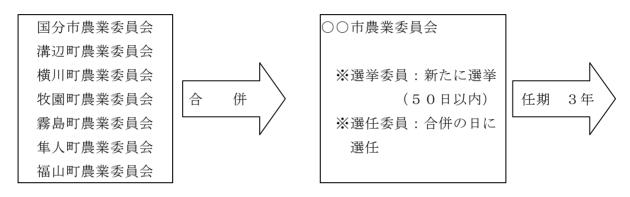
項	市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	計
$\triangle$	月額(円)	79, 600	78, 000	67, 000	71, 200	69, 400	90, 300	68, 400	
会長報	年額(円)	955, 200	936, 000	804, 000	854, 400	832, 800	1, 083, 600	820, 800	
報酬	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	7
12/11	年額小計 (円)	955, 200	936, 000	804, 000	854, 400	832, 800	1, 083, 600	820, 800	6, 286, 800
会長	月額(円)	60, 700	52, 000	50,000	51, 300	51, 300	48, 100	49, 800	
代	年額(円)	728, 400	624, 000	600, 000	615, 600	615, 600	577, 200	597, 600	
理 報	人数(人)	1	1	1	1	1	1	1	7
酬	年額小計 (円)	728, 400	624, 000	600, 000	615, 600	615, 600	577, 200	597, 600	4, 358, 400
禾	月額(円)	50, 600	49, 000	46,000	48, 900	48, 300	46, 900	47, 300	
委員報	年額(円)	607, 200	588, 000	552,000	586, 800	579, 600	562, 800	567, 600	
報酬	人数(人)	18	13	12	13	12	13	13	94
12/11	年額小計 (円)	10, 929, 600	7, 644, 000	6, 624, 000	7, 628, 400	6, 955, 200	7, 316, 400	7, 378, 800	54, 476, 400
委員	数合計(人)	20	15	14	15	14	15	15	108
委員	報酬合計 (円)	12, 613, 200	9, 204, 000	8, 028, 000	9, 098, 400	8, 403, 600	8, 977, 200	8, 797, 200	65, 121, 600

#### 農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容(新設合併)

#### 1 「合併後1農業委員会を設置」 (原則)

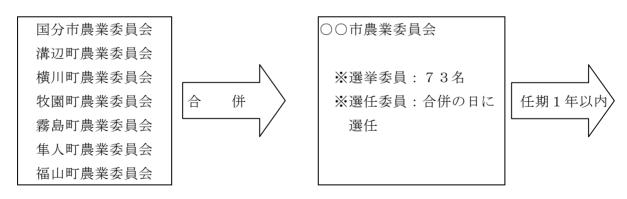
合併関係市町の農業委員会は全て廃止され(よって選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の新市につき1つの農業委員会となる。(選挙委員は配置分合の日から**50**日以内に設置による一般選挙を行う。選任委員は合併の日に選任する)

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条(公職選挙法の準用) 「公職選挙法」第33条第3項(設置選挙は50日以内)
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条(選任による委員)



#### 2「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

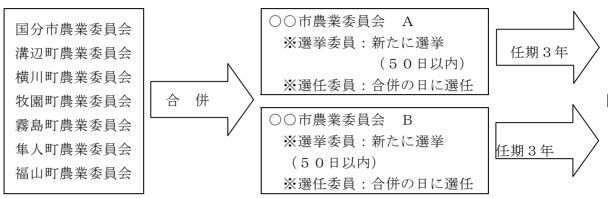
市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の 農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、 80を超えない範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定 められた期間は、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任することができる(本地区 73名の選挙委員は全員在任)



・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号

協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うことになります。なお、この特例措置は、合併関係市町の協議(協議は、各市町の各議会の議決を経なければならない、協議が成立したときは、各市町は、直ちにその内容を告示しなければならない)により講ずることができます。この特例は選挙委員に関する規定であり、選任委員については合併の日に選任する必要があります。

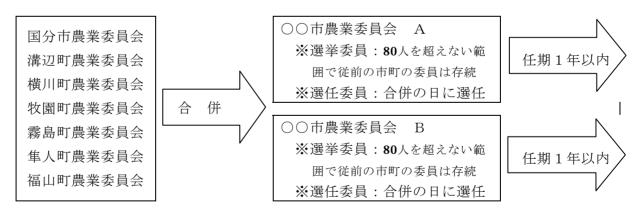
3 「合併後2以上の農業委員会を設置…「農業委員会等に関する法律」第3条第2項」 合併後の市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合(市町区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市に2以上の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の配置分合の日から50日以内に、その農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。)



- ※A、B農業委員会の定数はその管轄する区域の農地面積、基準農業者数により「農業委員会等に関する施行令」第2条の2に定める基準に従い、条例で定める。
  - ・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項(選挙による委員)
- 4 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても各農業委員会ごとに選挙委員 の任期等に関する在任特例があります。

- ・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号
- ・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項(選挙による委員)

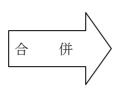


5 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併市町村が、3で述べた要件を満たした場合であって新市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市の農業委員会となってそのまま存続することができます。(選挙委員、選任委員ものまま存続します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項(設置)、第**34**条第1項(境界変更の場合の特例)

国分市農業委員会 溝辺町農業委員会 横川町農業委員会 牧園町農業委員会 霧島町農業委員会 隼人町農業委員会 福山町農業委員会



国分市農業委員会 溝辺町農業委員会 横川町農業委員会 牧園町農業委員会 霧島町農業委員会 隼人町農業委員会 福山町農業委員会



農業委員会の任期・定数に関する関連諸法

#### 農業委員会等に関する法律

(設置)

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で 定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業 委員会を置くことができる。

(選挙による委員)

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が 選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で 定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(昭**29**法**185**·昭**32**法**72**·昭**55**法**67**·平**11**法**87**·一部改正)

(選挙人名簿)

- 第10条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基き、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。
- 3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 第8条第1項第1号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項
  - (2) 第8条第1項第2号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項
  - (3) 第8条第1項第3号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員、社員又は株主となつている同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

- (4) 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- (5) 選挙人名簿は、3月31日をもつて確定する。
- (6) 選挙人名簿は、次年の3月**30**日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。
- (7) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿 に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の 規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。
- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、 前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分け て2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね 選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならい。
  - (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)又は組合員各1名
  - (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4名以内

(委員の任期)

- 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。
- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、そ の任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日 (選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した 団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(昭**29**法**185**·昭**32**法**72**·一部改正)

#### 農業委員会等に関する法律施行令

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千へクタール を超える市町村又はその区域内の農地面積が7千へクタールを超える市町村とする。

(農業委員会を置かない市町村)

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては**800**へクタール、都府県にあつては**200**へクタールを超えない市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任 しなければならない委員の数と4人(同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている 場合にあっては、その人数)との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

	区分	定数の基準					
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会	20人					
	(2) 10アール (北海道にあつては、30アール) 以上の農地につき耕作の						
	業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地						
	につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農						
	地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数						
	の合計数(以下「基準農業者数」という。」が1,100以下の農業委員会						
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人					
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者	40人					
	数が6,000を超える農業委員会						

(昭32政131·追加、昭38政171·昭41政90·昭55政221·平10政176·平11政416·一部改正)

#### 農業委員会の委員の任期等に関する特例

- 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の 農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新 たに設置された合併市町村にあつては、80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の 全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、 次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することがで きる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委 員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定め られた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による 委員として在任するものを定める者とする。
  - (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協

議で定める期間

- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けて その各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の 19第1項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置 く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前 2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の 全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に 関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

#### 農業委員会等に関する法律(境界の変更の場合の特例)

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

#### ○農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの取扱いについて

#### 1市6町承認事項

- 1 新市に1つの農業委員会を置く。
- 2 合併の際、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成17年</u>7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を<u>40</u> <u>人</u>とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の 定数は、新市において調整する。

#### 1市6町調整方針変更案

- 1 新市に1つの農業委員会を置く。
- 2 合併の際、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成18年4月30日</u>まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を<u>30</u> <u>人</u>とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の 定数は、新市において調整する。



## 地方税の取扱いについて (協定項目10)

地方税の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、<u>平成18年4月1日</u>から 適用する。ただし、<u>合併後の平成17年度</u>課税分については、現行のとおりとす る。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

#### 平成15年11月25日承認

- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、<u>合併後の平成17年度</u> <u>課税分</u>から適用する。ただし、<u>平成16年度</u>課税分については、現行のとおりと する。

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	法人市町民税
調整の内容	2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第1間は現行の税率を適用する。		

H $-$	L III	r 6	$\top$	70
谷□		100	垷	łЖ.

	項目国分市		国分市		横川町	牧園町		
			税義務 5/4/15		1,204事業所	246事業所	85事業所	214事業所
		均等	等割額 税割額	及び法 の合計	市内に事務所又は事業所を有 する法人	町内に事務所又は事業所を有 する法人	同左	同左
			均等割額		市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は 事業所を有しないもの及び町内に事所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	同左	同左
		税率		率	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)
法			1	号	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3, 000, 000円
人市			2	号	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円
町			3	号	410,000円	410,000円	410,000円	410,000円
民税	均等割		4	号	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
化工	割		5	号	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
			6	号	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
			7	号	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
			8	号	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
			9	号	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
	法人税害	í	形	总率	14.7% (制限税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)
	賦課期日		日	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付	

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	法人市町民税
調整の内容	2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第1間は現行の税率を適用する。		

			间は先11の优学を適用する。			
				各市町の現況		
		頁 目	霧島町	隼人町	福山町	調整方針
		納税義務者 H15/4/1現在)	152事業所	779事業所	127事業所	
		均等割額及び所 得割額の合計額	町内に事務所又は事業所を有 する法人	同左	同左	
		均等割額	町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	同左	同左	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第294条第1項第3号、第4号
		税率	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)	
		1 号	3,000,000円	3,000,000円	3, 000, 000円	
法		2 号	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	
人		3 号	410,000円	410,000円	410,000円	現行のとおり
市	均 等	4 号	400,000円	400,000円	400,000円	(税法どおり)
日日	割	5 号	160, 000円	160,000円	160,000円	参考 法第312条第1項
町民税		6 号	150, 000円	150,000円	150,000円	
		7 号	130,000円	130,000円	130,000円	
		8 号	120,000円	120,000円	120,000円	
		9 号	50,000円	50,000円	50,000円	
	法 人 税 親		12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	※法人税割税率の不均一課税は、合併期日において、旧国分市を除く他の町村内に既存している法人にのみ適用する。合併期日以降に新たに事務所等を設立・設置した法人については、その所在地の場所に関わらず制限税率を適用する。また、特例法により標準税率であった法人が不均一課税中の3年度間に旧国分市の区域へ事務所を移した場合も移転の月をもって標準税率から制限税率へ税率の変更を行う。
		賦課期日	申告納付	申告納付	申告納付	現行のとおり(税法どおり) 参考 法第321条第8項

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	入 湯 税
調整の内容	7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし成17年度課税分については、現行のとおりとする。	、平成18年4月1日から適用で	する。ただし、合併後の平

					各市町の現況				
		項	目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町		
			義務者数 /4/1現在)	実績なし	該当なし	該当なし	41事業所		
			納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対 し、入湯客に課する			鉱泉浴場における入湯に対 し、入湯客に課する		
		宿泊料	トが8,000円以上	150円			150円		
		宿泊料 8,000	トが <b>5,000</b> 円以上 円未満	100円			130円		
		宿泊料 5,000	トが <b>3,000</b> 円以上 円未満	80円					
_	税率	宿泊料	♪が5,000円未満				80円		
入湯	率	宿泊料	トが3,000円未満	50円					
税		行時の					20円		
		入湯客て(日	一人1日につい 帰り)				80円		
		自炊					60円		
	<b>世</b> 後収方法		収方法				特別徴収		
		á	纳入者				特別徴収義務者は、鉱泉浴 場経営者		
			納期				毎月15日までに申告納付 (前月分)		

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	入 湯 税
調整の内容	7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし成17年度課税分については、現行のとおりとする。	、平成18年4月1日から適用	する。ただし、合併後の平

各市町の現況 項 霧島町 Ħ 隼人町 福山町 調整方針 納税義務者数 1事業所 現行のとおり 22事業所 24事業所 (H15/4/1現在) (税法どおり) 鉱泉浴場における入湯に対同左 参考 法第701条 納税義務者 同左 し、入湯客に課する 宿泊料が8,000円以上 150円 150円 150円 宿泊料が5,000円以上 130円 100円 100円 8,000円未満 宿泊料が3.000円以上 80円 80円 5,000円未満 宿泊料が5,000円未満 100円 入 宿泊料が3,000円未満 50円 50円 湯 高校、中学校の修学旅 20円 牧園町の例による 20円 20円 行時の入湯 税 入湯客一人1日につい 参考 法第701条の2 80円 て (日帰り) 自炊 徴収方法 特別徴収 同左 同左 特別徴収義務者は、鉱泉浴同左 納入者 同左 場経営者 毎月15日までに申告納付 毎月15日までに申告納付 毎月末日までに申告納付 納期 (前月分) (前月分) (前月分)

#### ○地方税の取扱い

#### 1市6町承認事項

- 1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。
- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとます。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。
- 4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例による ものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。
- 5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
- 6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、<u>合併後の平成17年度課税分</u>から適用する。ただし、<u>平成16年度</u>課税分については、現行のとおりとする。
- **8** 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。 ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものと する。

#### 1市6町調整方針変更案

1 同左

2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。



3 同左

- 4 同左
- 5 同左
- 6 同左
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、<u>平成18年4月1日</u> から適用する。ただし、<u>合併後の平成17年度</u>課税分については、現行のと おりとする。
- 8 同左

## 国民健康保険事業の取扱いについて (協定項目21)

国民健康保険事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

1 国民健康保険税については、合併後の<u>平成18年度</u>課税分までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、<u>平成19年度</u>課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式<u>も含め</u>検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

### 平成15年12月25日承認

1 国民健康保険税については、合併後の<u>平成17年度</u>課税分までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、<u>平成18年度</u>課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式<u>を</u>検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	国民健康保険税
調整の内容	国民健康保険税については、合併後の平成18年成19年度課税分から新市で統一した税率を適用す 1 納期については、国分市の例により、7月、8月末日までとする。ただし、12月においては、1	する。課税方式は、資産割課税を廃 月、9月、1 <mark>0</mark> 月、11月、12月、1月	止した3方式も含め検討する。なお、

## 各市町の現況

	項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
	世帯数	8,814世帯	1,642世帯	1,355世帯	2,401世帯	1,394世帯	6,878世帯	1,581世帯
	被保険者数	16, 249人	3,443人	2,445人	4,528人	2,675人	12, 467人	2,887人
	被保険者平均世帯数	1.84 人	2.10 人	1.80 人	1.89 人	1.90 人	1.81 人	1.83 人
	一般会計繰入金 (保健基盤安定繰入金を除く)	178, 197, 300円	24, 231, 576円	10, 575, 000円	39, 117, 000円	22, 337, 000円	118, 530, 000円	83, 719, 000円
	表	1, 772, 772, 713円	385, 613, 015円	284, 166, 190円	486, 301, 650円	321, 427, 088 🖰	1, 424, 190, 148円	394, 018, 000円
	療養給付費費用額 退職	680, 624, 142円	103, 561, 160円	83, 907, 440円	142, 053, 140円	111, 378, 380円	588, 331, 915円	66, 821, 000円
概	国民健康保険給付基金	284, 800, 000円	250, 530, 288円	166, 000, 000円	144, 450, 763円	4, 850, 000円	50, 159, 465円	8, 758, 000円
	国民健康保険高額貸付基金	5,000,000円	1, 500, 000円	2,000,000円	4, 000, 000円	2,000,000円	6, 245, 634円	2, 500, 000円
	- 一般 - 一般	10, 677, 868円	3, 148, 786円	1, 243, 074円	3, 596, 312円	2, 316, 432円	9, 955, 257円	1, 301, 000円
要	療養費費用額 退職	5, 973, 391円	1, 561, 157円	446, 941円	1, 461, 671円	810, 811円	4, 602, 618円	577,000円
	老人保健拠出金	1, 104, 818, 585円	178, 392, 190円	221, 192, 194円	335, 023, 400円	198, 120, 611円	939, 842, 807円	277, 359, 000円
	四於 医康 一般	935, 608, 400円	185, 977, 470円	117, 307, 203 円	222, 812, 300円	147, 684, 580円	797, 695, 161円	130, 730, 000円
	保険税 医療 退職	170, 684, 900円	18, 451, 730円	18, 725, 797円	29, 976, 300円	27, 598, 420円	158, 855, 939円	19, 402, 000円
	(現年度       調定額)       介護       3	56, 595, 300円	12, 952, 907円	7, 942, 041円	19, 027, 000円	10, 480, 858円	45, 657, 383円	8, 630, 000円
	1以前	13, 548, 800円	1, 429, 593円	1, 676, 159円	2, 663, 200円	2, 087, 842円		1, 924, 000円
	収納率現年度課税分(一般分)	90.48 %	95. 52 %	97.75 %	94. 92 %	94.06 %	92.14 %	93. 76 %
	滞納繰越分(一般分)	12.77 %	12. 26 %	16. 37 %	13.65 %	17. 58 %		93. 76 % 12. 70 %
	所得割 医療分 税率	7.7 %	6.4 %	7.5 %	7.5 %	8.9 %	8.2 %	9.5 %
	1	1.0 %	0.5 %	0.9 %	1. 2 %	1.3 %	1.4 %	1.0 %
税	資産割 医療分 税率	30.8 %		50.0 %		57.0 %		55.0 %
176	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	5.4 %	4.4 %	8.0 %	8.0 %	9.0 %	6.0 %	5.6 %
	均等割 医療分 税率	25, 300円		22, 200円	21,000円	26,000円		22,000円
	介護分 祝榮	5,800円	5, 700円	5,600円	6,600円	6,000円	7,000円	5,000円
率	平等割 医療分 税率	26, 400円		23, 400円	22,000円	27,000円		24,000円
	1	4,000円	3,600円	3,400円	4,000円	5,000円	4,500円	3,500円
	課税限度額 医療分	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円
-	かれる 介護分 軽 減 率	80,000円 7割 5割 2割	80,000円 7割 5割 2割					
		4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
	本算定日	7月1日	6月1日	7月1日	7月1日	8月1日	5月22日	8月1日
	回数	8回	6回	4回	4回	7回	10回	6回
		第1期 7月1日~31日			第1期 5月1日~31日		<b>6</b> 月~ <b>3</b> 月までの月末	
納			第2期 7月1日~31日	第2期 7月1日~31日	第2期 7月1日~31日			第2期 8月1日~31日
期		第3期 9月1日~30日		第3期 10月1日~31日	第3期 9月1日~30日			第3期 9月1日~30日
	期日	第4期 10月1日~31日	第4期 9月1日~30日	第4期 12月1日~25日	第4期 12月1日~20日	第4期 9月1日~30日		第4期 11月1日~30日
	<b>朔</b> 口	第5期 11月1日~30日	第5期 10月1日~31日			第5期 10月1日~31日		第5期 12月1日~27日
			第4期 11月1日~30日		·	第6期 11月1日~30日		第6期 1月4日~31日
		第7期 1月1日~31日		-		第7期 12月1日~25日		
		第8期 2月1日~末日						

#### ○国民健康保険事業

#### 1市6町承認事項

- 1 国民健康保険税については、合併後の<u>平成17年度</u>課税分までは1市6 町の例により、その取扱いを継承することとし、<u>平成18年度</u>課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式<u>を</u>検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。
- 2 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。
- 3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容 を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条 に定められており、委員は各代表7名ずつの21名とし、新市に引き 継ぐ。
- 5 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算 との併用で行う。
- 6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 7 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。
- 8 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。

#### 1市6町調整方針変更案

- 1 国民健康保険税については、合併後の<u>平成18年度</u>課税分までは1市6 町の例により、その取扱いを継承することとし、<u>平成19年度</u>課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式<u>も含め</u>検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。
- 2 同左

3 同左

4 同左

5 同左

6 同左

7 同左

8 同左

## 納税関係事業の取扱いについて(協定項目25-5)

納税関係事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

- 1 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

## 平成15年11月25日承認

- 1 個人<u>市</u>民税、固定資産税の前納報奨金については、<u>合併後の平成17年度から</u> <u>廃止する。</u>
- 2 納税組合については、**合併後の平成17年度から廃止する**。

協議事項	25-5 納税関係事業 関係項目 前納報奨金
調整の内容	個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。

各市町の現況				
国分市		横川町	牧園町	
該当なし 平成14年度から廃止	【概要】 個人の町県民税の納税義務者(特別 徴収対象者を除く)及び固定資産税の 納税義務者(法人を含む)で、第1期納 期限中に第2期以後の納付額全額を納付 した場合に交付する。	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固 定資産税の納税義務者(法人を除く) で、第1納期限中に第2期以後の納付額	【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固 定資産税の納税義務者で、第1納期限中 に第2期以後の納付額全額を納付した場 合で、徴収金の未納がないものに交付 する。	
	【報償率】 0.5%×納期前月数、10円未満の端数 があるとき、又はその全額が100円未満 であるときは、その端数金額又はその 全額を切り捨てる。		【報償率】 1%×納期前月数、100円未満の端数 は切り捨てる。	
	【限度額】 10万円	【限度額】 10万円	【限度額】 10万円	
	【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税 義務者	【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税 義務者	【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税 義務者	
	【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期6月16日~6月30日 固定資産税 第1期5月16日~5月31日	【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期7月16日~7月31日 固定資産税 第1期5月16日~5月31日	【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期6月16日~6月30日 固定資産税 第1期5月16日~5月31日	
	【実施時期】 第1期納期限まで	【実施時期】 第1納期限まで	【実施時期】 第1納期限まで	
	【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 687,000円 固定資産税 6,273,160円	【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 495,990円 固定資産税 2,862,720円	【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 1,250,760円 固定資産税 5,972,680円	

協議事項	25-5 納税関係事業 関係項目 前納報奨金
調整の内容	個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。

各市町の現況				
<b>銀色町</b>		2 - 0 -	調敷の目体的内容	
	集人町 (当なし (本成15年度から廃止	福山町 該当なし 平成15年度から廃止	調整の具体的内容 個人住民税、固定資産税の前納報奨 金については、合併までに廃止する。	

協議事項	25-5 納税関係事業 関係項目 納税組合
調整の内容	現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

各市町の現況					
国分市	溝辺町	横川町	牧園町		
該当なし 平成14年度から廃止	【組合数】 96	該当なし 平成15年度から廃止	該当なし 平成13年度から廃止		
	【納税奨励金】 ・普通奨励金 納期内完納、納付令書枚数割 1枚につき4円、納税額割 100分の1.5 納期内納税者数90%~100未満、納付令書枚数割 1枚につき4円、納税額割100分の0.5				
	・特別奨励金 納税成績が優秀な納税組合に対し交付する交付額は、税額割、令書枚数 割、完納割を勘案し予算の範囲内で定める。				
	【その他】 納税組合長懇話会 年1回開催 【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車				
	税·国保税 【平成14年度支給額】 一般会計 3,538,580円 国保特別会計 2,806,450円				

協議事項	25-5 納税関係事業 関係項目 納税組合
調整の内容	現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

各市町の現況				
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容	
該当なし平成16年度から廃止	【組合数】 196  【納税報奨金】 ・納税組合報奨金	該当なし 平成16年度から廃止	現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。	

その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて(協定項目25-27-④)

その他事業【交通災害共済事業】の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県<u>市</u>町村交通災害 共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に<u>当該組合</u>から脱退し、 平成18年度から新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度から6町の方式に統一する。
- 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり 方を含め検討する。

平成16年12月 7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

#### 平成16年 5月27日承認

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に<u>組合</u>から脱退し、<u>現在の</u>国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。
- 2 <u>共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。</u>
- 3 <u>国分市の</u>小、中学生、高齢者に対する免除制度は、<u>合併時に一旦廃止し、その</u> <u>後</u>新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討する。

### 新市の事務所の位置について(協定項目4)

新市の事務所の位置について、調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、**おおむね 10 年** は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、集 人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在 の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

平成15年10月23日承認

2 事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないように、**当面**は、総合支所 方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山 町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所 は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現 を図る必要があり、方式については、新市において検討する。

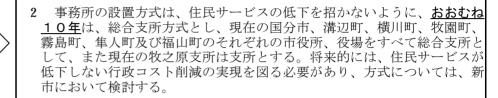
#### ○新市の事務所の位置

#### 1市6町承認事項

- 1 新市の事務所(本庁)の位置については、当面は、国分市中央三丁 目45番1号(現国分市役所)に置き、新市において検討する。
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、<u>当面</u>は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。
- 3 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。

## 1市6町調整方針変更案

1 同左



3 同左

### 町名・字名の取扱いについて(協定項目19)

町名・字名の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
- (1)国分市については、「国分市○○」を「霧島市国分○○」に置き換える。
- (2) 溝辺町については、「姶良郡溝辺町○○」を「霧島市溝辺**町**○○」に置き換える。
- (3)横川町については、「姶良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。
- (4)牧園町については、「姶良郡牧園町○○」を「霧島市牧園町○○」に置き換える。
- (5)霧島町については、「姶良郡霧島町○○」を「霧島市霧島○○」に置き換える。
- (6) 隼人町については、「姶良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。
- (7)福山町については、「姶良郡福山町〇〇」を「霧島市<u>福山町〇〇</u>」に置き換える。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会会 長 鶴丸明人

### 平成16年3月25日承認

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
- (1)国分市については、「国分市○○」を「霧島市国分○○」に置き換える。
- (2) 溝辺町については、「姶良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町〇〇」に置き換える。
- (3)横川町については、「姶良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。
- (4)牧園町については、「姶良郡牧園町○○」を「霧島市牧園町○○」に置き換える。
- (5)霧島町については、「姶良郡霧島町○○」を「霧島市霧島○○」に置き換える。
- (6) 隼人町については、「姶良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。
- (7)福山町については、「姶良郡福山町○○」を「霧島市福山○○」に置き換える。

ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△△番地」とする。

※アンダーライン部分は変更箇所を示す。

## 市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続き一覧(県関係)

(平成16年7月7日 鹿児島県市町村合併推進室)

- ※ 原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。
- ※ 手続きを要する件について、必要な書類及び手続方法については、担当課へお問い合わせください。

No.	※ 手続きを奏りる件について、 担当部・課(事務所)	件 名	該当者		住所変更の手続き
140.	123日 杯(于1377)			要·不要	
1	各公益法人所管課	定款又は寄附行為の変更 認可の申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありません。
2	学事文書課 私立幼稚園係 099-286-2146	宗教法人の規則変更	宗教法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
3	学事文書課	学校法人の変更登記	学校法人		
4	私立学校係 私立幼稚園係	学校法人の寄附行為の変 更	学校法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
5	099-286-2146	私立学校の学則(園則) 変更	私立幼稚園、小、中、 高等学校、専修学校、 各種学校		
6	各総務事務所 鹿児島 099-223-0161(代)	免税軽油使用者証	免税軽油の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 免税証の交付申請時に使用者の住所変更 を行います。
7	加世田 0993-51-3111(代) 川 内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代)	免税軽油共同使用者証	免税軽油の共同使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 免税証の交付申請時に使用者の住所変更 を行います。
8		軽油引取税に係る営業の 開廃業の届出書	元売業者、特約業者及 び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
9		軽油引取税に係る販売契 約の締結等の届出書	元売業者、特約業者及 び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
10		軽油引取税に係る特別徴 収義務者登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
11		ゴルフ場利用税に係る登 録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
12		法人の異動届出書	納税義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
13	自動車税管理事務所 099-261-5611 各総務事務所 各支庁財務課	自動車税、自動車取得税 申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
14	消防防災課	高圧ガス関連・製造等の 許可・届出	高圧ガス取扱事業者		
15	保安係 099-286-2262	高圧ガス関連・LPガス設 備士免状	設備士免状取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
16		火薬類・譲受、消費等の許 可・届出	火薬類取扱事業者		
17	選挙管理委員会事務局 099-286-2237	政治団体の異動届	政治団体の代表者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
	県民交流センター 099-221-6611 各総務事務所 加世田 0993-53-3111(代) 川 内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代) 大 隅 0994-82-1111(代)	旅券 (パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構ですが、他のページに書き込みをすると無効となりますのでご注意ください。
18	鹿 屋 0994-43-3121(代) 各支庁総務課 熊 毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2211 大 島 0997-53-1111(代) 瀬戸内 0997-72-2111 喜 界 0997-65-2091(代) 徳之島 0997-82-1333(代) 沖永良部0997-92-1632(代)				※なお、旅券発給申請のために申請前 6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄 (抄)本は、合併前のものでも使用できます。
19	県民生活課 企画調整係 099-286-2520	特定非営利活動法人の定 款変更の届出	特定非営利活動法人	要	合併後の直近の総会時に定款記載の住所の変更を行い,届出を行ってください。

四条生産業							
一般海帯地域	20		消費生活係		消費生活協同組合	要	所の変更を行い、組合の事務所所在地の変更については届出を、組合の区域の変 更については認可申請を行ってくださ
選索展等時候	21		一般廃棄物係		許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
24   24   25   25   25   25   25   25	22			産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
24   1989-286-2816	23		099-286-2600		許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
25   環	24		野生生物係	鳥獣捕獲許可証			更新時や変更許可申請時に併せて手続き
28   15   15   15   15   15   15   15   1	25			鳥獣飼養登録票	左記許可証等の所持者	不要	町村の担当窓口で手続きができます。 (なお、一部の捕獲許可については、県
大質係   大質係   大質特別的よどに係る対   大変の個相をされている方   大変保   大変を加   大変な   大変を担い   大変を対した   大変な   大変な	26	生活	自然公園係	自然公園法に係る許認可	許認可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
大気係	27		水質係			不要	住所変更の手続きは必要ありません。
29	28		大気係	い煙、一般粉じん及び特 定粉じん発生施設の設置	左記の届出をされてい	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
環境管理係	29		環境管理係	措置法に係る特定施設の		不要	住所変更の手続きは必要ありません。
31   環境計画推進係	30		環境管理係	基づく特定施設の届出 (騒音、汚水、ばい煙、		不要	住所変更の手続きは必要ありません。
32   環境保健係	31		環境計画推進係			不要	住所変更の手続きは必要ありません。
医療歯科保健係	32		環境保健係	の医療手帳、保健手帳、	左記手帳保持者	不要	なお、手帳の書き換えを希望される方
34         書         内内に・砂水内等         不要         住所変更の手続は必要ありません。           35         健康増進課 疾病対策係         破爆者健康手帳         住所変更の手続は必要ありません。           36         第一種健康診断受診者証 第二種健康診断受診者証 第二種健康診断受診者証 第二種健康診断受診者証 第二種健康診断受診者証 原爆諸手当証書 証書の交付を受けている方         不要	33		医療歯科保健係	定款(寄附行為)変更認 可申請	医療法人	要	てください。なお、定款又は寄附行為上 の住所表示を変更したい場合は、変更認
1	34			病院・診療所等許可指令 書	病院・診療所等	不要	住所変更の手続は必要ありません。
接   接   接   接   接   接   接   接   接   接	35				届出をしている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
36   社 部		健		被爆者健康手帳			
第二種健康診断受診者証   証書の交付を受けている方   在所変更の手続きは必要ありません。	36	祉	099-286-2714	第一種健康診断受診者証		不要	書き換えを希望される方は、市町村窓口
137   原爆諸手当証書   記書の交付を受けている方   不要				第二種健康診断受診者証			
被爆体験者医療受給者証	37			原爆諸手当証書		不要	書き換えを希望される方は、市町村窓口
40     特定疾患登録者証     交付を受けている方     不要     住所変更の手続は必要ありません。       41     健康増進課 疾病対策係     放認定証     認定証の交付を受けて 認定証の交付を受けて お問介護利用被爆者助成いる方     不要     住所変更の手続きは必要ありません。 書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができます。						不要	書き換えを希望される方は、市町村窓口
41       疾病対策係       類認定証       認定証の交付を受けて       本要 と は所変更の手続きは必要ありません。         42       099-286-2714       訪問介護利用被爆者助成いる方				特定疾患登録者証	交付を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
	41		疾病対策係	額認定証	認定証の交付を受けて	不要	
	42		099-286-2714		v 'の刀		

	-					<del>_</del>
43	;	社会福祉課 調査援護係	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
44		099-286-2830	恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
45		介護国保課 審査育成係 099-286-2676	介護保険指定事業所の指 定	介護保険指定事業所の 指定を受けている者	不要	住所変更の手続は必要ありません。なお、指定書の書換えを希望される方は、指定書を添付のうえ、申し出てください。
46		障害福祉課 各福祉事務所 鹿児島 099-223-0161(代)	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更を希望される方は、合併後に手続きを 行ってください。
47		揖 宿 0993-22-2171(代) 川 辺 0993-51-3111(代)	身体障害者福祉法による 医師指定書	身体障害者福祉法によ る指定医師	不要	住所変更の手続は必要ありません。
48		北 薩 0996-22-8650 姶 良 0995-63-3111(代)	支援費制度事業者指定書	支援費制度サービス提 供指定事業者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
49		曾 於 0994-82-1111(代) 肝 属 0994-43-3121(代) 各支庁等福祉課	支援費制度受給者証	支援費制度の受給を受 けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更を希望される方は、合併後に手続きを 行ってください。
50		熊 毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2235 大 島 0997-53-1111(代)	療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更を希望される方は、合併後に手続きを 行ってください。
51		瀬戸内 0997-72-0186 喜 界 0997-65-0114 徳之島 0997-82-0233	精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更を希望される方は、合併後に市町村窓 口で手続ができます。
52	保	沖永良部 0997-92-0121 与 論 0997-97-2274 ハートピアかごしま	精神障害者通院医療費公 費負担患者票	左記患者票をお持ちの 方	不要	住所変更の手続は必要ありません。更 新時に新しい住所になります。
53	健福祉部	099-220-5165 精神保健福祉センター 099-255-0617	育成医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
54		児童福祉課 施設福祉係	保育所の設置認可	保育所	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更届出時に併せて行ってください。
55		099-286-2771	保育所の設置届け	市町村	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更届出時に併せて行ってください。
56			認可外保育施設の開設届 け	認可外保育施設	不要	住所変更の手続は必要ありません。変 更届出時に併せて行ってください。
57		児童福祉課 児童育成係	保育士登録	保育士	不要	住所変更の手続は必要ありません。
58		099-286-2763	児童手当	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
59		児童福祉課 家庭福祉係	児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所等は更新時に変更しますので合併 時に住所変更の手続は必要ありません。
60		099-286-2766	特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
61			母子寡婦福祉資金貸付制 度	左記の貸付を受けてい る方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
62		児童福祉課 母子保健係	小児慢性特定疾患治療研 究事業	本事業認定者及びその 保護者	不要	住所変更の手続は必要ありません。更 新時に変更します。
63		099-286-2775	未熟児養育医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続は必要ありません。
64		薬務課 薬務係 099-286-2806	薬局・医薬品製造業・販売業許可証 (一般・特例・薬種商)	左記の許可証の交付を 受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
65			毒物劇物製造業・販売業 登録票(一般・農業用品 目・特定品目)	左記の登録票の登録を 受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
66		東務課 麻薬係 099-286-2804	麻薬取扱者免許証(卸業 者・小売業者・施用者、 管理者、研究者)	左記の免許証の交付を 受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
67		生活衛生課 各保健所	食品の営業許可	食品の営業許可を受け ている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
68		指 宿 0993-22-2171(代) 加世田 0993-53-2315 伊集院 099-273-3111(代)	理容所、美容所、クリー ニング所の位置等の届出	左記の届出をされてい る方	不要	住所変更の手続は必要ありません。検 査済証の書換えを希望される方は、管轄 の保健所で受け付けます。

69		川 薩 0996-23-3165 出 水 0996-63-3111(代)	旅館業、公衆浴場業、興 行場の営業許可	左記の許可を受けてい る方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
70	保健短	大 口 0995-22-2111(代) 加治木 0995-63-3111(代) 隼 人 0995-42-0480	建築物における衛生的環 境の確保に関する法律に おける特定建築物の届出	左記の届出をされてい る方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
71	福祉部	志布志 0994-72-1021 鹿 屋 0994-43-3121(代)	建築物における衛生的塚 境の確保に関する事業の 登録	左記の登録を受けてい る方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
72		西之表 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2024	温泉掘削等の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
73		名 瀬 0997-52-5411 徳之島 0997-82-0149	温泉利用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
74			と畜場法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。
75		各社会福祉法人の所管課	社会福祉法人の認可	同法人	不要	住所変更の手続は必要ありません。定 款変更時に併せて手続きを行ってくださ い。
76		商工政策課 商業貿易係 099-286-2931	大規模小売店舗立地法の 届出	大規模小売店舗を設置 する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、大規模小売店舗立地法に基づ く届出をしている店舗であって、合併に 伴い店舗の名称、設置する者又は小売業 者名を変更する場合は変更届が必要とな ります。
77		計量検定所 099-269-5161	計量証明事業登録	登録を受けている方		
78			特定計量器の修理事業の 届出	届出している修理事業 者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届出時に併せて手続きを行ってくだ
79			特定計量器の販売事業の 届出	者	小女	変更油面時に併せて手続さを行ってくたさい。
80			適正計量管理事業の指定	指定を受けている適正 計量管理事業所		
81	商	経営金融課 金融係 099-286-2946	貸金業の登録	貸金業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更届出時に併せて手続きを 行ってください。
82	工観光労	工業振興課 工業指導係 099-286-2965	電気工事業登録証	電気工事業の登録を受 けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更届出時に併せて手続きを 行ってください。
83	働部		電気工事士免状 (第1種、第2種)	電気工事士免状を受け ている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 免状の住所の欄は、ご自身で訂正してい ただいて結構です。
84		工業振興課 鉱政係	採石業者登録及び岩石採 取計画の認可	採石業者登録を受けて いる業者	不要	住所変更の手続は必要ありません。新 規認可や更新認可申請時に併せて手続き
85		099-286-2964	砂利採取業者登録及び砂 利採取計画の認可	砂利採取業登録を受け ている業者	不要	を行ってください。
86		企業立地推進室 099-286-2985	工場立地法の届出	特定工場を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、工場立地法に基づく届出をして いる工場であって、合併に伴い工場(会 社)の名称を変更する場合は、変更届が 必要となります。
87		観光課 企画開発係	旅行業者、旅行業者代理 業の登録	左記の登録を受けてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
88		099-286-2994	通訳案内業免許証	免許証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
89		労働政策課 民間訓練係 099-286-3019	認定職業訓練を受ける事 業所等の所在地	認定職業訓練を行う事 業主等	不要	住所変更の手続きは必要ありませんが、定款に記載した事項に変更がある場合は、届出を行ってください。
90		農業経済課 農協指導係 099-286-3124	農業協同組合の定款変更 認可	農業協同組合	要	組合(法人)の地区についての定款変 更を行い、変更認可申請を行う必要があ
91	農政部		農事組合法人の定款の変 更の届出	農事組合法人	要	ります。
92	-11		農業共済組合の定款の変 更の届出	農業共済組合	要	合併後の直近の総代会時に組合の地区 についての定款変更を行い、変更認可申 請を行う必要があります。
93		食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891	普通肥料の登録	普通肥料の登録をして いる業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。

94			特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者の届 を出している業者		
95			指定配合肥料生産業者の 届出	指定配合肥料の届を出 している業者		
96			肥料販売業の届出	肥料販売業の届を出し ている業者	不要	住所変更手続きは必要ありません。
97			農薬販売業の届出	農薬販売業届を出して いる業者		
98	農政部	畜産課 衛生環境係 099-286-3224	動物用医薬品販売許可	左記の許可を受けてい る方	不要	住所変更手続きは必要ありません。更 新時に変更手続きを行ってください。な お、許可証の書き換えを希望される方は 管轄の家畜保健衛生所で手続きを行って ください。
99			飼育動物の診療施設の開 設届出	動物診療獣医師	不要	住所変更手続きは必要ありません。
100			家畜人工授精師免許	免許を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。
101		畜産課 中小家畜係 099-286-3224	家畜商免許証	左記の免許証の交付を 受けている方	要	変更届の手続きを行って下さい。
102		畜産課 草地飼料係 099-286-3219	飼料の製造業者、輸入業 者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入 業者及び販売業者の届 を出している方	要	変更届の手続きを行って下さい。
103		農地整備課 計画管理室 099-286-3253	海岸保全区域占用許可 (※海岸保全区域の内、 農林海岸のみ農地整備課 所管。漁港、港湾等は他 課所管です。)		不要	住所変更の手続きは必要ありません。
104			公有財産使用許可(※公 有財産の内、土地改良施 設について農地整備課所 管です。)		不要	住所変更の手続きは必要ありません。
105		林務水産課 漁協係 099-286-3336	水産業協同組合の定款変 更認可	水産業協同組合	要	組合の地区及び事務所の所在地についての定款変更を行い、変更認可申請を 行ってください。
106		林務水産課 森林組合係 099-286-3334	森林組合の定款変更認可	森林組合	要	合併後直近の総会時において、組合の 地区及び事務所の所在地についての定款 変更を行い、変更認可申請を行ってくだ さい。
107		森林保全課 森林保全係 099-286-3391	林地開発許可申請	左記の許可を受けてい るもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
108	林務水産部	森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林指定(解除)申請書	左記の申請を行ってい るもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、申請地番については、告示の関 係で変更を要する場合があります。
109	c(E		保安林 (保安施設地区) 指定施業要件変更申請書	左記の申請を行ってい るもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、申請地番については、告示の関 係で変更を要する場合があります。
110			保安林 (保安施設地区) 内立木伐採許可申請書	左記の申請を行ってい るもの又は許可を受け ているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要 ありません。
111		森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林 (保安施設地区) 作業許可申請書	左記の申請を行ってい るもの又は許可を受け ているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要 ありません。
112		森林保全課 保安林係 099-286-3390	保安林(保安施設地区) 内間伐(択伐)届出書	左記の届出を行ってい るもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要 ありません。
			1	İ	<u> </u>	1

113		森林保全課	捕獲許可証			
114		保護猟政係	従事者証			
115		099-286-3394	狩猟免状	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
116			狩猟者登録証			
117		水産振興課 漁業調整係 099-286-3428	漁業の許可	左記の許可証の交付を 受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 漁業許可更新時に住所の変更を行いま す。なお、更新時までに変更を希望され る方は、管轄する機関で手続きができま す。
118	林務水		漁船登録票	左記の登録票の交付を 受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、変更を希望される方は、管轄する 機関で手続きができます。
119	· 産 部		船籍票	左記の船籍票の交付を 受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、変更を希望される方は、管轄する 機関で手続きができます。
120			共同・定置漁業権の免許	左記の免許を受けてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
121			遊漁船業者の登録	遊漁船業者の登録を受 けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
122			区画漁業権の免許	左記の免許を受けてい る方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
123		漁港課 管理係	漁港施設利用の届出	県管理漁港施設の利用 届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
124		099-286-3459	漁港施設占用の許可(工 作物設置、水面占用を含 む)	計りを受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
125			漁港指定施設使用の許可	県管理漁港指定施設の 使用許可を受けている 方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
126		監理用地課 建設業係 099-286-3490	建設業の許可	左記の許可証の交付を 受けている方(合併時 点で有効なものに限 る)		
127			浄化槽工事業の登録・(特 例浄化槽工事業者)届出	左記の登録又は届出をなされた方(登録については、合併時点で有効なものに限る)	一部要	市町村名のみの変更については住所変 更の手続きは必要ありませんが、字名等 が変更となる場合は、変更手続きが必要 です。(大臣許可業者も同様です。)
128			解体工事業の登録	左記の登録をなされた 方(合併時点で有効な ものに限る)		
129			建設工事入札参加資格の 変更届	参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
130	土木部	道路維持課 管理係 099-286-366	道路占用許可	道路の占用許可を受け ている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
131		河川課 管理係 099-286-3566	河川・海岸・海底の土地 の占用等の許可	左記の許可等を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
132		砂防課 工事事務係	砂防指定地内の行為許可	左記の許可を受けてい る方		
133		099-286-3614	砂防指定地内の占用許可	左記の許可を受けてい る方		住所変更の手続きは必要ありません。
134		砂防課 土砂災害防止推進班	急傾斜地崩壊危険区域内 の行為許可	左記の許可を受けてい る方	不要	許可の更新時や変更許可申請に併せて手 続き行ってください。
135		099-286-3616	地すべり防止区域内の行為許可	左記の許可を受けてい る方		
136		港湾課 管理係 099-286-3636	港湾施設使用許可書			<b>た</b>
137		港湾課 調整係	港湾区域内の水域又は公 共空地の占用許可書	左記の許可等を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 許可の更新時や変更許可申請に併せて手 続きを行ってください。
138		099-286-3653	港湾区域内の水域又は公 共空地での土砂採取許可 書			

	i	<u> </u>	T			
139		都市計画課 調整係 099-286-3678	屋外広告業の届出	屋外広告業の届出済事 業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更届の際に、併せて手続きを行ってく ださい。
140			屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新の際に、各市町村の窓口で併せて手 続きを行ってください。
141	土木	建築課 管理係 099-286-3707	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や名簿登録事項変更届提出時に新 住所で手続きを行ってください。
	部	200 200 0101		2561/2/17 [	1 2	免許証の書換を希望される業者は書換 え交付申請書を提出してください。
142			宅地建物取引主任者資格	資格登録者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 資格登録簿変更登録申請書提出時に新住 所で手続きを行ってください。
143			宅地建物取引主任者証	主任者証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や資格登録簿変更登録申請書提出 時に新住所で手続きを行ってください。
143			七地建物取引主任有証	土江石証別行名	小安	主任者証の書換を希望される方は書換 え交付申請書と主任者証を提出してくだ さい。
144		建築課 計画指導係 099-286-3710	建築士事務所登録	建築士事務所の開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に新住所で手続きを行ってくださ い。
145			建築士住所	建築士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
146		総務課 行政係 099-286-5188	定款又は寄付行為の変更 認可申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありませんが、定款又は寄付行為上の住所表示 を変更したい場合は、変更認可申請が必 要です。
147		県立図書館 099-224-9511	県立図書館の図書貸出券	図書貸出券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
148	教育	文化財課 指定文化財係 099-286-5355	国指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書(史跡,名勝,天 然記念物を除く)を添えて,県教育委員 会に提出してください。
149	庁		県指定文化財	所有者及び管理者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
150		文化財課 企画助成係 099-286-5353	銃砲刀剣類の登録	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
151		福利厚生課 年金給付係 099-286-5220	恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
152		生活安全企画課	風俗営業許可証			
153		099-206-0110(代)	古物営業許可証			住所・所在地・本籍変更の手続きは必
154	警	又は最寄りの警察署	質屋営業許可証			要ありません。書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で
155	察本		古物市場主許可証	左記の許可証等の交付 を受けている方	不要	手続きを行ってください。
156	部		警備業認定証 警備員指導教育責任者資			なお、警備員指導教育責任者資格者証 及び警備員に係る検定合格証について は、なけれる対はな数な異なる。
157			管哺員指导教育員任有員格者証 整備員に係る検定合格証			は、交付を受けた警察署で手続きができます。
159		生活保安課	猟銃・空気銃所持許可証			
160		099-206-0110(代)	统砲所持許可証			住所・所在地・本籍変更の手続きは必
161		又は最寄りの警察署	刀剣類所持許可証	+======================================		要ありません。新規許可や更新許可申請 時に併せて手続きを行ってください。
162			人命救助等に従事する者 届出済証明書	左記の許可証等の交付 を受けている方	不要	なお、書き換えを希望される方は、住
163			使用人届出済証明書			所地、事業所を管轄する警察署で手続き ができます。
164			猟銃用火薬類等譲受許可 証			

165	警	交通企画課		指定証の交付を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
166	察本	099-206-0110(代)		確認証の交付を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
167	部	又は最寄りの警察署		認定証の交付を受けて いる方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
168		交通規制課	自動車保管場所証明	自動車保管場所証明書 の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
169		099-206-0110(代)	通行禁止・駐車禁止除外 標章・許可証	左記の許可証等の交付 を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
170		又は最寄りの警察署	乗車又は積載の制限外許 可証	制限外許可証の交付を 受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。
171		免許管理課 交通安全教育センター 099-266-0111 又は最寄りの警察署	自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所 表示の変更が生じた免 許証保有者		免許証の本籍・住所の変更が必要です。  ※ 合併後、警察署(交番・駐在所含  む)又は交通安全教育センターで手続き ができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。

男女共同参画事業の取扱いについて(協定項目25-1)

男女共同参画事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための<u>男女共同参画</u> 計画を速やかに策定する。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

平成15年9月25日承認

新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための<u>男女共同参画基</u> <u>本計画</u>を速やかに策定する。

※アンダーライン部分は変更箇所を示す。

児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目25-13-2)

児童福祉事業【保育所】の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、次のとおり協議を求める。

1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、<u>単独補助</u> <del>等</del>については、新市において調整する。

平成16年12月7日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸 明人

平成16年1月15日承認

1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、<u>単独補助</u> <u>や保護者負担等</u>については、新市において調整する。

※アンダーラインは変更箇所を示す。

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	放課後児童クラブ
調整の内容	1 放課後児童クラブについては 市において調整する。	、現行のとおり新市に引き継ぐ。	ただし、 <u>単独補助等</u> については、新

	<u> 各市町の現況</u>								
項目		溝辺町	横川町	牧園町					
放課後児童クラブ	【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終済了後び及望生施と対し、授業の場所を回答を見て、るとを利用しての健全な育成を図とをを確保するため放課後児童クラブとをで、その徹底をおこなうことをで、その徹底をおこなうことをで、後児童クラブ》すべて公設民営(国庫補助対象事業) 【平成15年度実施状況】 10人~19人 1ヶ所(休日・長時間加算)(14年度開設)20人~35人 2ヶ所(休日・長時間加算) 36人~70人 1ヶ所(休日・長時間加算) 【14年度実績】 国庫補助基準額に加え、市単独補助を行なう計6,600,000円内訳 2,200,000円×3ヶ所1,200,000円(国県市1/3)1,000,000円(市単独補助額) 《放課後児童等の衛生・安全対策事業》【14年度実績】4ヶ所7,480円【保護者負担金】6,500円~7,500円2子以降の減額制度あり	【目的】 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導に資するため、遊組織として、児童の健全育成の向上を図る。 《放課後児童クラブ》 民立民営(国庫補助対象事業) 【平成15年度実施状況】 1カ所 10人~19人(土日,長時間加算) 【運営】 高陵寺保育園に委託 【平成14年度実績】 国庫補助基準額に準ずる。 1,515,000円 【保護者負担金】 1月5,000円	【目的】 就労等のため昼間、家庭に保護者のいない概ね10歳未満の小学校児童に対し、授業終了後(土曜日・夏休み等は朝から1日)に適切な遊び・学習・生活の場を与え、児童の健全育成を図る。  《横川町放課後児童クラブ》H15年4月開設公設公営国庫補助事業(10人~19人,年間281日以上開設,土日祭日開設加算,補助基準額963,000円,土日祭日開設加算220,000円,経費負担割合国・県・町各1/3)開所時間平日14:00~18:00 土曜8:30~18:00 夏休暇等8:00~18:00 利用料児童1人当月5,000円  《至宝学童クラブ》S62年4月開設公設民営町単独事業安良保育園に委託(年間委託料600,000円利用児童数8名)  開所時間平日13:00~18:00 土曜8:00~18:00 別休暇等8:00~18:00 利用料児童1人当月5,000円	【目的】  保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおび後に児童厚生施の児童に対し、授業の経び及びと活のとする。 《放課後児童クラブ》 すべて公設民営(国庫補助対象事業) 【15年度実施状況】 10人~19人 2ヶ所(土日祝日開設加算) 【14年度実績】 1,200,000円 1ヶ所(国県市1/3) (14年度4月開設) 10人~19人 1ヶ所(土日祝日開設加算) 【保護者負担金】 ・放課後児童クラブ『わんぱくランド』(開始13年4月) 対象児童 高千穂校区,及び町内の希望する児童 日電・夏・冬休み1日600円 半日400円 ・牧園にここに対しているでで、及び町内の希望する児童 大会にここ学童クラブ(開始14年7月)対象児童 本妻・冬休み1日600円 半日400円 ・牧園にこことでは、及び町内の希望する児童を開発ので、大の町内の希望する児童を別している。との世日も100円・大場により、その世日割り適用といることであると、その他日割り適用					

協議事項	25-13 児童福祉事業(保育所)の取扱い	関係項目	放課後児童クラブ
調整の内容	1 放課後児童クラブについては、 市において調整する。	. 現行のとおり新市に引き継ぐ。	ただし、 <u>単独補助等</u> については、新

	各市町の現況							
項目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容				
放課後児童クラブ	【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終済了後に児童に対し、授業の終済では及びとことを利用しての健全な育成を図るとを目的とする。 《放課後児童クラブ》すべて公設民営(国庫補助対象事業) 【15年度実施状況】 10人~19人 3ヶ所(休日加算) 委託額 1,183,000円×3ヶ所(国県町1/3) 【14年度実績】 国庫補助基準額に準じた委託(1ヵ所は当初委託額と国庫補助がよいのの円では、1,200,000円では、1,200,000円では、1,105,000円では、1,105,000円では、基本額・町単) 《放課後児童等の衛生・安全対策事業》【14年度実績】なし 【保護者負担金】 2,500円/月・児童1人一律(但し長期休業日間のでは、1、105、100円では、1、105、105、105、105、105、105、105、105、105、1	生・安全を確保するため放課後児童クラブ・認可外保育施設に従事する者の健康	【目的】     児童の少ない地域における就労と子育成に資の少ない地域における就労と子育成に資金を図るとともに児童の健全のいびを主といいでは受ける。     町の区域内に居住する昼間家庭に保護者のいない小学校1年生から3年生まで見童を対象とする。 【委託先】     名称: 牧之原児童クラブ(のびのび)開設年: 平成13年4月(自主事業)平成14年度(国庫補助事業認定) 【平成14年度実績】     委託料1,751,000円(土日開設加算含む)平成15年4月1日現在、登録児童数35名開設日数:午後1時から6時(月~土) 【保護者負担金】月額5,000円	放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助等については、新市において調整する。				

### ○児童福祉事業(②保育所)

### 1市6町承認事項

- 1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については、新市において調整する。
- 2 乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 3 公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただ し、保育(開所・閉所)時間等については、新市の勤務体系が決定され次 第調整する。
- 4 民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に、新市において平成19年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。
- 6 特別保育事業(延長保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、国分市の例により、合併までに調整する。
- 7 特別保育事業(一時保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。
- 8 特別保育事業(乳児保育促進事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 9 特別保育事業(保育所地域活動事業)については、現行のとおり新市に 引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 10 特別保育事業(休日保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。
- 11 特別保育事業(地域子育て支援センター事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整す
- 12 特別保育事業(家庭支援推進保育事業)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については、新市において調整する。

# 1市6町調整方針変更案

- 1 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、**単独補助等**については、新市において調整する。
- 2 同左
- 3 同左
- 4 同左
- 5 同左
- 6 同左
- 7 同左
- 8 同左
- 9 同左
- 10 同左
- 11 同左
- 12 同左

